

# 東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

## 第31回 日本弁護士連合会の設立

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 増岡 研介 (41 期)

1 日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます）の設立は、日本国憲法施行後である昭和24年に改正された弁護士法45条1項「全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。」によるものですが、弁護士法の改正自体が、弁護士自治という、或る種革新的な内容を含んでいたため、日弁連設立の経過は、たとえて言うなら、新政権が誕生して政権が移行するのに似ています。

2 それまでの弁護士法の下では、弁護士は各地方裁判所に所属してその弁護士名簿に登録され、その所属地方裁判所ごとに強制加入団体としての弁護士会が設立され、弁護士会は、所属地方裁判所検事正の監督を受けていました。

日弁連を設立した当時の弁護士や弁護士会は、このような状況だったわけですが、彼らは、どのようにして日弁連を設立したのでしょうか。

3 それまで、各地の弁護士会の横断的な任意団体は、いくつか存在しました。例えば、古くは、明治30年に鳩山和夫らが発起人となって設立した日本弁護士協会がありましたが、太平洋戦争中の昭和19年に大日本弁護士報国会となった後、終戦とともに自然消滅したとされています（ちなみに、終戦後、昭和21年に同名の日本弁護士協会という団体が設立され、後に日弁協会と称しましたが、これも昭和29年に自然消滅したとされています）。また、大正14年に東弁を脱会して一弁を設立したメンバーが中心となって設立した帝国弁護士会という組織もあり、後に全日本弁護士会と改称して、日弁連設立当時にもまだ存在していました。そのような状況の中で、日弁連の設立を實際上担った組織は、昭和14年に大日本弁護士会連合会として設立され、後に日本弁護士会連合会と改称した組織（以下「会連合会」と略称します）でした。

会連合会は、昭和24年5月30日に弁護士法が成立した2日後の6月1日に「新弁護士法施行準備委員会」（後に日本弁護士連合会設立準備委員会に改称）の設置を理事会において決議し、全国の弁護士会に準備委員の選出を委嘱した上で、同月27日から28日にかけて、日弁連設立に関する全国準備委員会総会を東京弁護士会館において開催しています。座長は会連合会会長の水野東太郎（東京弁護士会会員）でした。

同年7月9日、日弁連設立者会議が、51弁護士会の出席（うち委任状21）のもと、東京弁護士会館で開かれ、会則案等が審議され、可決されました。審議が終了したのは22時を過ぎていたそうで、熱のこもった議論がなされたのだらうと思われます。初代会長に選出されたのは、一弁の有馬忠一郎でした。

改正弁護士法の施行日が同年9月1日であったことから、日弁連の正式な発足は同日ということになります。これと同時に、会連合会は法的根拠を失い「発展的解消」をしたとされ、また、全日本弁護士会は同年10月に決議により解散しました。

4 前記2のとおり、弁護士名簿は、旧弁護士法下においては各地方裁判所にあり、改正法下においては日弁連が備えることになったため、日弁連は、同年9月に法務総裁から弁護士名簿等登録関係書類の引継を受けたようですが、各弁護士会からの報告と著しい相違があり、苦勞したようです。ちなみに、同年末時点における弁護士数は、5,855名だったとされています。

会則上帯用が義務づけられていた弁護士バッジの整理や交付なども同年9月から10月にかけて行われました。記章の意匠登録も行われたようです。

同年10月16日、臨時総会において各種規程を制定し、日弁連は船出しました。